

重要事項説明書

株式会社メディステップ(以下「事業者」という。)は、利用者に対し、後記1.(2)の事業拠点において(以下「事業所」という。)、訪問看護に係るサービス(以下「サービス」という。)を提供することに関し、以下のとおり重要事項について説明を行う。

1. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

| | |
|------|---|
| 事業所名 | おうちのカンゴ |
| 所在地 | 〒156-0055 東京都世田谷区弦巻5丁目17-10 弦巻5丁目戸建B |
| 指定認可 | 介護保険事業所番号 1361290578 健康保険訪問看護ステーションコード 7297047 |
| 管理者 | 吉岡 正善 |

(2) 事業所の職員体制

| 職種 | 従事するサービス内容等 | 人員 | |
|-------|---------------------------|-----|-----|
| | | 常勤 | 非常勤 |
| 管理者 | 管理者は業務の管理を一元的に行う。 | 1名 | — |
| 訪問看護師 | 主治医の指示に基づき必要な看護サービスを行う。 | 61名 | 32名 |
| 理学療法士 | 状態の安定している方へのリハビリテーションを行う。 | 56名 | 9名 |
| 作業療法士 | | 12名 | 5名 |
| 言語聴覚士 | 言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリを行う。 | 6名 | 3名 |

(3) 営業時間

午前8時45分から午後5時45分迄

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行う。

(4) 事業所の通常業務を実施する地域と所在地

| | |
|--------------------|--|
| おうちのカンゴ | 実施地域:世田谷区・千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・品川区・目黒区・大田区・渋谷区・中野区・杉並区・江戸川区、千葉県浦安市・佐倉市、神奈川県川崎市 所在地:〒154-0016 世田谷区弦巻5丁目17-10 弦巻5丁目戸建B |
| おうちのカンゴ 経堂支所 | 実施地域:世田谷区の一部 所在地:〒156-0051 世田谷区宮坂3-18-13 ハイム経堂101 |
| おうちのカンゴ 三軒茶屋支所 | 実施地域:世田谷区の一部・目黒区の一部・渋谷区の一部 所在地:〒154-0004 世田谷区太子堂4-6-19 シャルルA |
| おうちのカンゴ 上大崎支所 | 実施地域:品川区・目黒区・渋谷区の一部・世田谷区の一部・港区の一部 所在地:〒141-0021 品川区上大崎3-3-9 秀和目黒駅前レジデンス320 |
| おうちのカンゴ 上池台支所 | 実施地域:大田区・品川区の一部・目黒区の一部・川崎市の一部 所在地:〒145-0064 大田区上池台4-21-7 ウェルシア2階 |
| おうちのカンゴ 代々木上原支所 | 実施地域:渋谷区・新宿区の一部・世田谷区の一部・中野区の一部 所在地:〒151-0064 渋谷区上原1-47-2 セイコーハウス 201 |
| おうちのカンゴ 上北沢支所 | 実施地域:杉並区・世田谷区の一部・調布市の一部・三鷹市の一部 所在地:〒168-0073 杉並区下高井戸4-28-5 メゾンヨーコ202 |
| おうちのカンゴ 二子玉川支所 | 実施地域:世田谷区の一部・川崎市の一部 所在地:〒158-0094 世田谷区玉川3-20-10 メリス玉川part II 302 |
| おうちのカンゴ きたみ支所 | 実施地域:世田谷区の一部・狛江市の一部・調布市の一部・川崎市の一部 所在地:〒157-0067 世田谷区喜多見8-7-3 ボヌール3F |
| おうちのカンゴ 代官山支所 | 実施地域:渋谷区・世田谷区の一部・目黒区の一部・港区の一部 所在地:〒150-0035 渋谷区鉢山町5-18 パティオ鉢山106号室 |
| おうちのカンゴ 四ツ谷支所 | 実施地域:新宿区・渋谷区・港区の一部・千代田区の一部・文京区の一部 所在地:160-0004 新宿区四谷三丁目13番地21 白井ビル1F |
| おうちのカンゴ 麻布十番支所 | 実施地域:港区・品川区一部・渋谷区一部・新宿区一部・千代田区一部・中央区一部 所在地:〒106-0044 港区東麻布2-22-10 メゾン東麻布407 |
| おうちのカンゴ 中野支所 | 実施地域:中野区・杉並区・新宿区・渋谷区・世田谷区 所在地:〒164-0001 中野区中野3-14-10 ウィンサム中野5-102 |
| おうちのカンゴ 明大前支所 | 実施地域:杉並区・渋谷区・中野区・世田谷区・新宿区 所在地:〒156-0043 東京都世田谷区松原3-21-14 メゾンエミール 301号室 |
| おうちのカンゴ 田園調布支所 | 実施地域:大田区・世田谷区・目黒区・川崎市 所在地:〒145-0071 大田区田園調布2-22-4 Kビル201号室 |
| おうちのカンゴ 大井町支所 | 実施地域:品川区・大田区の一部・港区の一部 所在地:〒140-0011 品川区東大井5-25-14 ハイイツ東大井201 |
| おうちのカンゴ 都立大支所 | 実施地域:世田谷区の一部・目黒区の一部・大田区の一部 所在地:〒152-0023 目黒区八雲1-3-20 メゾン・ド・ニッタ102 |
| おうちのカンゴ 西葛西支所 | 実施地域:江戸川区、千葉県浦安市・佐倉市 所在地:〒134-0081 江戸川区北葛西2丁目9-8 change up北葛西1号室 |
| おうちのカンゴ システム部 | 書類手続き・請求問い合わせ窓口 書類受付住所:〒154-0016 世田谷区弦巻5丁目17-10 弦巻5丁目戸建B |

2. 事業の運営方針

事業者は、サービスを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。

また、必要な場合、必要なサービスの提供ができるよう努めるとともに、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

3. サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により事業者の派遣する看護師等(上記1.(2)に掲げる職員をいう。以下同じ。)が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行う。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士が訪問し、リハビリ治療を行う。

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けてサービスを提供する。

4. 費用

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 介護保険の場合 | 添付別紙【訪問看護利用料金】介護保険適用(非課税)のとおりに |
| 医療保険の場合 | 添付別紙【訪問看護利用料金】医療保険適用(非課税)のとおりに |
| 保険適用外の場合 | 添付別紙【訪問看護利用料金】保険適用外(税込)のとおりに |
| 交通費とキャンセル | |

5. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、身元引受人(緊急連絡先)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡する。

6. 事故処理

サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡をし、必要な措置を講じる。事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

7. 契約解除

事業者は、次の各号に掲げるときは、利用者に対する何らの催告その他の手続を要することなく本契約を解除することができる。この場合において、事業者は、利用者の主治医、ケアマネージャー、市区町村及び居宅介護支援事業者に、本契約を解除したことを通知する。

- 事業者の責めに帰することのできない事由(自然災害、荒天、火災、爆発、戦争、内乱、暴動[これらに伴う交通機関の停止、道路・橋梁の寸断・損壊等を含む。]、労働争議、感染症の蔓延[これらに伴う感染リスクの拡大を含む。]、公衆衛生上の緊急事態、事業者若しくは事業所における事故、火災、重大な設備の故障、通信障害を含むが、これらに限られない。)により、サービスの提供ができなくなった場合
- (1) 事業者又は事業所の事業の安定的な運営が困難となった場合、事業者又は事業所における人員不足その他事業者又は事業所における円滑な事業運営の遂行の維持確保のために本契約の終了が合理的に必要と事業者が判断した場合
 - (2) 事業所の統廃合があった場合
 - (3) 利用者が次項の「禁止事項」に該当する行為を行なった場合
 - (4) 利用者が事業者を支払うべき金員の支払を2箇月間以上遅延した場合、事業者は1箇月間以上の期間を定めてその支払を催告し、利用者が当該期間の満了時までに支払わない場合
 - (5) 前号に定める場合のほか、利用者が本契約に基づく義務に違反した場合
 - (6) 利用者が民法第542条第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当した場合
 - (7) 前各号に準ずる事由が生じた場合

8. 禁止事項

利用者は、サービスの利用に関連して、次の各号に掲げる行為をいずれも行ってはならない。

- (1) 法令、条例もしくは公序良俗に違反する行為又はこれらのおそれのある行為(各種のハラスメント行為を含むが、これらに限らない。)

<本号における各種のハラスメント行為の例(以下に限らない。)>

利用者、その家族又はこれらの関係者から、事業者の役職員(看護師等を含む。)が、以下の言動又は行為(これらに限らない。)によって、何らかの精神的、肉体的な苦痛、又は物質的、経済的その他の被害もしくは不利益を受けた場合

- ・不当な、執拗な又は過激な、叱責、怒声、暴言、無視、威圧的、侮辱的、脅迫的、又は差別的な言動、暴力、その他の精神的、肉体的苦痛を与える言動
- ・政治活動、宗教活動、何らかの団体・法人等への参加、又は物品等の購入・利用等を勧誘又は誘引する行為
- ・性的な言動、私的な交際・飲食・イベント等への勧誘、性的関係等を求める行為
- ・本人の信条・私生活・プライバシーに立ち入る言動、つきまとい、監視に当たる行為

- (2) 看護師等の心身に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為
- (3) 事業者又はその事業所の運営に支障を与え、又は与えるおそれのある行為
- (4) 前各号に掲げるほか、事業者による適切なサービスの提供を妨げ、又は妨げるおそれのある行為

ご連絡(相談・苦情等)の窓口

| | |
|-------|--------------------|
| 連絡先 | 050-5482-9404 |
| 営業時間 | 午前09時30分から午後5時30分迄 |
| 窓口担当者 | 管理者 吉岡 正善 |

※利用者は、事業所以外に各役所の苦情窓口等に相談等を行うことができる。
(本契約別紙参照)

役所の苦情窓口等

| | |
|---|----------------------------------|
| 東京都国民健康保険連合会(国保連)苦情相談窓口(受付9:00～17:00 土日祝除く) | 電話03-6238-0177 |
| 【世田谷区】 | |
| 世田谷総合支所 保健福祉課 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-5432-2850 |
| 北沢総合支所 保健福祉課 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-6804-8701 |
| 玉川総合支所 保健福祉課 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-3702-1894 |
| 烏山総合支所 保健福祉課 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-3326-6136 |
| 砧総合支所 保健福祉課 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-3482-8192 |
| 【千代田区】 | |
| 保健福祉部福祉総務課厚生係 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-5211-4211 |
| 【中央区】 | |
| 福祉保健部介護保険課指導担当 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話:03-3546-5749 |
| 【港区】 | |
| 介護保険課介護事業者支援係 (9:00～17:00 土日祝除く) | 電話03-3578-2885 |
| 【新宿区】 | |
| 介護保険課給付係 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-5273-3497 |
| 【文京区】 | |
| 介護保険課介護保険相談係 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-5803-1383 |
| 【品川区】 | |
| 高齢者福祉課 (受付8:30～17:15 土日祝除く) | 電話03-5742-6728 |
| 【目黒区】 | |
| 介護保険課介護保険管理係 (受付8:30～17:15 土日祝除く) | 電話03-5722-9574 |
| 【大田区】 | |
| 介護保険課介護サービス担当 (受付8:30～17:15 土日祝除く) | 電話03-5744-1655 |
| 【渋谷区】 | |
| 介護保険課介護保険相談員 (受付8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-3463-3304 |
| 【中野区】 | |
| 中野区地域支えあい推進部介護・高齢者支援課介護事業者係(8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-3228-8878 |
| 【杉並区】 | |
| 介護保険課事業者係 (9:00～17:00 土日祝除く) | 電話03-3312-2111 |
| 【江戸川区】 | |
| 社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会 (8:30～17:00 土日祝除く) | 電話03-3653-6275 電話03-5662-7214 |
| 【千葉県】 | |
| 相談窓口(医療整備課看護師確保推進室) | 電話043-223-3885 |
| 【川崎市川崎区】 | |
| 川崎区高齢・障害課 | 電話044-201-3282 |
| 【川崎市幸区】 | |
| 幸区高齢・障害課 | 電話044-556-6689 |
| 【川崎市中原区】 | |
| 中原区高齢・障害課 | 電話044-744-3136 |
| 【川崎市高津区】 | |
| 高津区高齢・障害課 | 電話044-861-3269 |
| 【川崎市宮前区】 | |
| 宮前区高齢・障害課 | 電話044-856-3238 |
| 【川崎市多摩区】 | |
| 多摩区高齢・障害課 | 電話044-935-3187 |
| 【川崎市麻生区】 | |
| 麻生区高齢・障害課 | 電話044-965-5146 |

【 訪問看護利用料金 】 介護保険適用(非課税)

●要介護

| サービス内容 | サービス提供時間 | 単位数 ※1 | 利用料 (10割) | 利用者負担額 | | | |
|--------------|-------------------|-----------|--------------|--------|--------|--------|----|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 訪問看護 I-1・時間内 | 看護: 20分未満/回 | 314 | 3,579円 | 358円 | 716円 | 1,074円 | ※2 |
| 訪問看護 I-2・時間内 | 看護: 30分未満/回 | 471 | 5,369円 | 537円 | 1,074円 | 1,611円 | ※2 |
| 訪問看護 I-3・時間内 | 看護: 30分以上60分未満/回 | 823 | 9,382円 | 939円 | 1,877円 | 2,815円 | ※2 |
| 訪問看護 I-4・時間内 | 看護: 60分以上90分未満/回 | 1,128 | 12,859円 | 1,286円 | 2,572円 | 3,858円 | ※2 |
| 訪問看護 I-5 | リハビリ: 20分×1回 | 294 | 3,351円 | 336円 | 671円 | 1,006円 | ※3 |
| | リハビリ: 20分×2回(40分) | 588 | 6,703円 | 671円 | 1,341円 | 2,011円 | ※3 |
| 訪問看護 I-5 2超 | リハビリ: 20分×3回(60分) | 795 | 9,063円 | 907円 | 1,813円 | 2,719円 | ※3 |

●要支援(介護予防訪問看護)

| サービス内容 | サービス提供時間 | 単位数 ※1 | 利用料 (10割) | 利用者負担額 | | | |
|------------------|-------------------|-----------|--------------|--------|--------|--------|----|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 介護予防訪問看護 I-1・時間内 | 看護: 20分未満/回 | 303 | 3,454円 | 346円 | 691円 | 1,037円 | ※2 |
| 介護予防訪問看護 I-2・時間内 | 看護: 30分未満/回 | 451 | 5,141円 | 515円 | 1,029円 | 1,543円 | ※2 |
| 介護予防訪問看護 I-3・時間内 | 看護: 30分以上60分未満/回 | 794 | 9,051円 | 906円 | 1,811円 | 2,716円 | ※2 |
| 介護予防訪問看護 I-4・時間内 | 看護: 60分以上90分未満/回 | 1,090 | 12,426円 | 1,243円 | 2,486円 | 3,728円 | ※2 |
| 介護予防訪問看護 I-5 | リハビリ: 20分×1回 | 284 | 3,237円 | 324円 | 648円 | 972円 | ※3 |
| | リハビリ: 20分×2回(40分) | 568 | 6,475円 | 648円 | 1,295円 | 1,943円 | ※3 |
| 介護予防訪問看護 I-5 2超 | リハビリ: 20分×3回(60分) | 426 | 4,856円 | 486円 | 972円 | 1,457円 | ※3 |

●加算(該当する場合)

| サービス内容 | 単位数 ※1 | 利用料 (10割) | 利用者負担額 | | | |
|---------------------------|-----------|--------------|---------|--------|--------|---------|
| | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 特別管理加算 I | 500 | 5,700円 | 570円 | 1,140円 | 1,710円 | |
| 特別管理加算 II | 250 | 2,850円 | 285円 | 570円 | 855円 | |
| 緊急時訪問看護加算(I) | 600 | 6,840円 | 684円 | 1,368円 | 2,052円 | |
| 緊急時訪問看護加算(II) | 574 | 6,543円 | 655円 | 1,309円 | 1,963円 | |
| 看護・介護職員連携強化加算(要介護者のみ) | 250 | 2,850円 | 285円 | 570円 | 855円 | |
| 連携型 定期巡回・随時対応型訪問看護 | (要介護1~4) | 2,961 | 33,755円 | 3,376円 | 6,751円 | 10,127円 |
| | (要介護5) | 3,761 | 42,875円 | 4,288円 | 8,575円 | 12,863円 |
| 初回加算(I) ※退院日に初回訪問した場合 | 350 | 3,990円 | 399円 | 798円 | 1,197円 | |
| 初回加算(II) | 300 | 3,420円 | 342円 | 684円 | 1,026円 | |
| 退院時共同指導加算 | 600 | 6,840円 | 684円 | 1,368円 | 2,052円 | |
| 長時間訪問看護加算 | 300 | 3,420円 | 342円 | 684円 | 1,026円 | |
| 複数名訪問看護加算 I (複数の看護師等) | (30分未満) | 254 | 2,895円 | 290円 | 579円 | 869円 |
| | (30分以上) | 402 | 4,582円 | 459円 | 917円 | 1,375円 |
| 複数名訪問看護加算 II (看護師等とその他職員) | (30分未満) | 201 | 2,291円 | 230円 | 459円 | 688円 |
| | (30分以上) | 317 | 3,613円 | 362円 | 723円 | 1,084円 |
| ターミナルケア加算(死亡月につき1回) | 2,500 | 28,500円 | 2,850円 | 5,700円 | 8,550円 | |
| 専門管理加算 | 250 | 2,850円 | 285円 | 570円 | 855円 | |
| 口腔連携強化加算 | 50 | 570円 | 57円 | 114円 | 171円 | |

※1 所在地が1級地の事業所(サテライト含む)は、1単位=11.4円が適用されます。

※2 看護師による訪問看護です。准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※3 PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)によるリハビリです。上限は週120分迄になります。

●夜間・早朝(6時~8時・18時~22時)25%増し、深夜(22時~6時)50%増しになります。

●特別管理加算、緊急時訪問看護加算、サービス提供体制強化加算、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外です。

●当事業所の利用開始日から12ヶ月以上の予防訪問看護をリハビリ職が行った場合には、1回につき5単位減算になります。

●前年度の事業所全体の看護師・セラピストの訪問回数に応じて、セラピストの訪問単位が8単位(要支援の方で1年以上訪問している場合は15単位)減算になる場合がございます。詳細は郵送させていただく請求書・領収書をご確認ください。

●定期巡回・随時対応型訪問看護について、月の途中からサービスが開始・終了した場合は、単位数を日割りで計算させていただきます。また、定期巡回・随時対応型訪問看護利用期間に特別訪問看護指示書が発行された場合、その日数に応じて97単位/日減算となります。

【 訪問看護利用料金 】 医療保険適用(非課税)

各種健康保険・公費医療制度が適用されますので、健康保険証・高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証をご提示ください。

●訪問看護基本利用料(精神科訪問看護基本利用料)

| 訪問回数/負担割合 | 利用料 (10割) | 基本 療養費 | 管理 療養費 | 利用者負担額 | | | |
|-----------|--------------|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 | |
| 訪問看護 | 毎月初回 | 13,220円 | 5,550円 | 7,670円 | 1,320円 | 2,640円 | 3,970円 |
| | 週3日まで | 8,550円 | 5,550円 | 3,000円 | 860円 | 1,710円 | 2,570円 |
| | 週4日以上 | 9,550円 | 6,550円 | 3,000円 | 960円 | 1,910円 | 2,870円 |
| リハビリ | 毎月初回 | 13,220円 | 5,550円 | 7,670円 | 1,320円 | 2,640円 | 3,970円 |
| | 2回目以降 | 8,550円 | 5,550円 | 3,000円 | 860円 | 1,710円 | 2,570円 |

●加算(該当する場合)

| サービス内容 | 利用料 (10割) | 利用者負担額 | | |
|----------------------------------|--------------|--------|--------|--------|
| | | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 情報提供療養費1.2.3 | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 |
| 24時間対応体制加算 | 6,800円 | 680円 | 1,360円 | 2,040円 |
| 特別管理加算(Ⅰ)重症度等の高いもの | 5,000円 | 500円 | 1,000円 | 1,500円 |
| 特別管理加算(Ⅱ)上記以外 | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 |
| 訪問看護医療DX情報活用加算 | 50円 | 5円 | 10円 | 20円 |
| (精神科)難病等複数回訪問加算 (1日に2回の訪問) | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| (精神科)難病等複数回訪問加算 (1日に3回以上の訪問) | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 退院時共同指導加算 | 8,000円 | 800円 | 1,600円 | 2,400円 |
| 退院時支援指導加算 | 6,000円 | 600円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 退院時支援指導加算(90分以上の支援) | 8,400円 | 840円 | 1,680円 | 2,520円 |
| 特別管理指導加算 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 長時間(精神科)訪問看護加算 | 5,200円 | 520円 | 1,040円 | 1,560円 |
| (精神科)緊急訪問看護加算 イ:14日目まで | 2,650円 | 270円 | 530円 | 800円 |
| (精神科)緊急訪問看護加算 ロ:15日目以降 | 2,000円 | 200円 | 400円 | 600円 |
| 早朝・夜間訪問加算 (6-8時,18-22時) | 2,100円 | 210円 | 420円 | 630円 |
| 深夜訪問看護加算 (22-6時) | 4,200円 | 420円 | 840円 | 1,260円 |
| 乳幼児加算 (6歳未満) | 1,300円 | 130円 | 260円 | 390円 |
| 乳幼児加算 (6歳未満) ※厚生労働大臣が定める者に該当する場合 | 1,500円 | 150円 | 300円 | 450円 |
| 複数名(精神科)訪問看護加算 (看護師等・週1回まで) | 4,500円 | 450円 | 900円 | 1,350円 |
| 複数名(精神科)訪問看護加算 (准看護師・週1回まで) | 3,800円 | 380円 | 760円 | 1,140円 |
| 複数名(精神科)訪問看護加算 (その他職員・週3回まで) | 3,000円 | 300円 | 600円 | 900円 |
| 看護・介護職員連携強化加算 | 2,500円 | 250円 | 500円 | 750円 |
| 訪問看護ターミナルケア療養費1 | 25,000円 | 2,500円 | 5,000円 | 7,500円 |

【 訪問看護利用料金 】 保険適用外(税別)

医療保険・介護保険制度を利用せずに提供する訪問看護・リハビリテーションや、医療保険の場合は90分を、介護保険の場合は予定時間を超過して提供する訪問看護・リハビリテーションが該当します。

| サービス内容 | 平日 | | | 土日祝 | |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 09~18時 | 夜間・早朝 | 深夜 | 09~18時 | 左記以外 |
| 20分まで | 3,100円 | 3,875円 | 4,650円 | 3,410円 | 5,115円 |
| 30分まで | 5,300円 | 6,625円 | 7,950円 | 5,830円 | 8,745円 |
| 40分まで | 7,300円 | 9,125円 | 10,950円 | 8,030円 | 12,045円 |
| 60分まで | 9,300円 | 11,625円 | 13,950円 | 10,230円 | 15,345円 |
| 90分まで | 12,700円 | 15,875円 | 19,050円 | 13,970円 | 20,955円 |
| 以降30分毎 | 3,400円 | 4,250円 | 5,100円 | 3,740円 | 5,610円 |

●亡くなられた後のお清め料と処置材料費: 20,000円

●交通費 通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費をいただきます。

●キャンセル料 (但し、利用者様の様態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。)

利用日の前日までのご連絡: 無料 / 利用日のご連絡(及びご連絡なしの場合): 2,000円

●カルテ情報等の開示要望につきましては10円/枚で承らせていただきます。

●その他ご相談に応じます